

高松市の発行する福祉・高齢者タクシー助成券は、高松タクシー協会に加盟のタクシー事業者が運営する日本版ライドシェアでも使用できます！！

日本版ライドシェア(自家用車活用事業)とは？

タクシー不足の曜日・時間帯に、自家用車や一種免許の運転者を活用して、タクシー会社が管理・運営して行う事業です。



「国土交通省資料」

自家用車活用事業

高松地区の日本版ライドシェアの実施状況

1. 運行する曜日・時間帯(四国運輸局指定)

- ①金曜日・土曜日の16時台～翌5時台
＜許可事業者数＞ 22社22営業所34台
- ②月曜日～金曜日の6時～14時
＜許可事業者数＞ 23社23営業所32台

※ ご予約の際にタクシー会社から「ライドシェアでもよろしいですか？」とご案内します。
※ タクシー運賃の割引(手帳提示による1割引)との併用が可能です。

高松タクシー協会
TEL 087-821-8711